

岩見沢市国民健康保険条例及び岩見沢市介護保険条例の
一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等による保険料の減免措置を講ずるに当たり、減免申請書の提出期限について特例を定める。

第 2 改正の内容

国民健康保険料及び介護保険料の減免申請書の提出期限について、現行の規定に加え、市長が特に必要と認める場合においては、別に定める期限による旨を追加する。

申請 期限	国民健康保険料		介護保険料	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
現行	納期限前 7 日	納期限前 7 日	納期限前 7 日	特徴月の前前月の 15 日
改正後	納期限前 7 日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)	納期限前 7 日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)	納期限前 7 日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)	特徴月の前前月の 15 日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第17号

岩見沢市国民健康保険条例及び岩見沢市介護保険条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和2年5月27日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市国民健康保険条例及び岩見沢市介護保険条例の
一部を改正する条例

(岩見沢市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 岩見沢市国民健康保険条例(昭和48年条例第26号)の一部を次の
ように改正する。

第32条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、申請書の提出期限を別に定め
る。

(岩見沢市介護保険条例の一部改正)

第2条 岩見沢市介護保険条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように
改正する。

第11条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、申請書の提出期限を別に定め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。